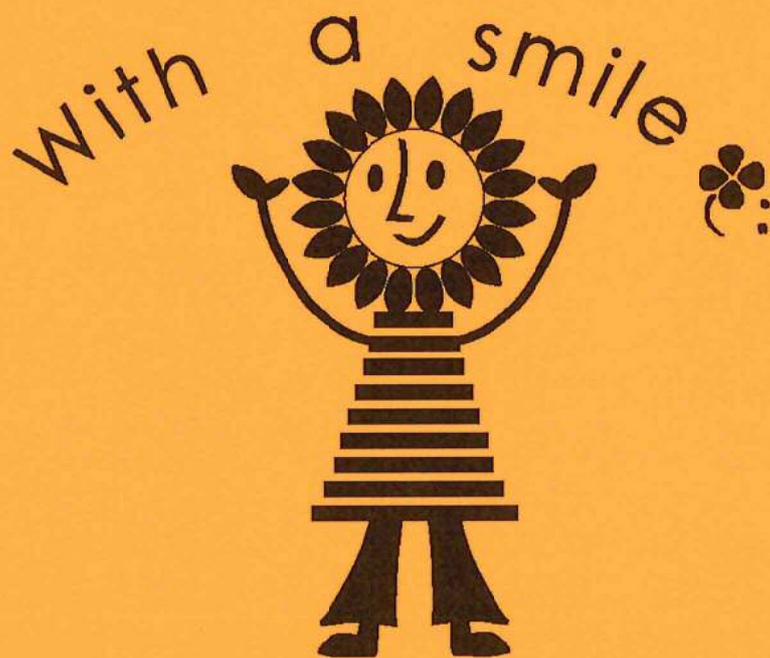


令和6年度
南地区自治振興会総会資料



と き 令和6年4月20日(土)

午後7時から

ところ 武生南公民館 講堂

総 会 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶・来賓紹介
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選任
- 6 議事
 - 第1号議案 令和5年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、
財産目録および監査報告について
 - 第2号議案 令和6年度南地区自治振興会事業計画および予算
について
 - 第3号議案 南地区自治振興会役員を選出について
- その他
- 7 議長解任
- 8 閉会

第1号議案 令和5年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、財産目録
および監査報告について

令和5年度南地区自治振興会事業報告

令和5年5月8日、新型コロナウイルスの感染症の5類感染症移行がなされ、国内におけるコロナへの対応もかなりの変化が見られるようになりました。

本会においても可能な限り、コロナ禍前の活力ある事業運営を心掛けました。

年度当初開催の総会はコロナの5類移行前ということもあり、密を避けるため前年度同様、会場を通常年の武生南公民館講堂から武生南小学校体育館に移して開催しました。

2年間の中止の後、前年度再開した「ニコ・サンまつり」は、武生南小学校体育館が7月からの改修工事のため使用できないことから、武生第二中学校体育館を会場にして実施しました。降雨もあったあいにくの天気にもかかわらず、多くの住民が訪れ、趣向を凝らした芸能発表、作品展示を鑑賞し、喫茶コーナー・ゲームコーナー等で楽しいひとときを過ごし、活気ある南地区最大のイベントとしての存在感を示す2日間となりました。

防災避難訓練は、コロナ対策等で第二次避難訓練会場を令和2年度以降1箇所に変更して実施してきましたが、令和5年度も武生南小学校体育館の改修工事のため、会場を武生第二中学校体育館1箇所に絞りました。コロナ明けということもあり、参加者数の制限をかけないで実施しましたが、当日の天候の影響もあってかコロナ禍前の参加者実績には及ばず、課題を残しました。

また、軽スポーツを通じて健康づくりを目指す、みなりんピックは3年ぶりに再開した前年度同様に実施したところ、コロナ禍前以上の参加者があり、大いに盛り上がりました。市主催のふるさと踊りへの参加は参加者の減少はあったものの4年ぶりの復活となり、南地区住民の団結と活力を示すことができました。

二十歳のつどいは、市主催の「二十歳の式典」終了後、式典参加者が公民館に集って、小学6年時の担任教師も交えて有意義なひと時を過ごしました。このつどいも4年ぶりの開催でした。

これらの他、コロナ禍により中止や縮小等を余儀なくされていた諸事業もようやく通常年に近い形で実施することができました。

高齢者への食事サービスは対象者の安全・健康確認も兼ねて毎年度実施していますが、令和5年度も手作りの弁当370食を高齢者宅に届け、好評を得ました。この食事サービスをはじめ、南地区の象徴ともなっている紫蘭街道の整備や、河川一斉清掃、雪どけクリーン作戦等コロナ禍にあっても従来どおり実施が可

能だった事業も、多くの住民の協力を得て引き続き積極的に取り組みました。

区長や学校等の要望を基に設置した防犯カメラも令和2年度から昨年度にかけて設置した21基に令和5年度さらに1基を加え、地域の安全確保に寄与しています。また、町内からの要望に応じて防犯灯、ゴミステーション等を整備し、住みよい快適な街づくりに努めました。

年10回発行し、地区内の全戸及び学校・保育園等や他地区の公民館等に配付される「南の風ニコ・サン」は、自治振興会と公民館からの情報発信と地区住民との意思疎通のツールとしての役割を担ってきましたが、更なる内容の充実に努めました。また、SNSを利用した事業・行事や各部会会議の内容の発信を行い、デジタル化時代に適応した情報発信力の強化も引き続き目指しています。

今後とも、会の運営、事業の実施等について、市や他地区の自治振興会と連携しながら、また、地区住民皆様のご意見をいただきながら改善に努めて参りますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《生活環境部》

ゴミステーション整備事業

ゴミステーション設置・整備（収集ボックス購入）に対する助成（購入及び修理費の半額）
 缶メートは、町内1基あたり1,000円負担金徴収

- ・ゴミステーション 2町内2基（月見町1、常久町1）
- ・カラス除けネット 4町内25基（若竹町10、豊町8、神明町1、あおぼ町6）
- ・缶メート 3町内7基（月見町2、学園団地2、南2・3丁目3）

清掃大作戦事業

- ・河川等一斉清掃（7月16日（日））
- ・市民雪解けクリーン作戦（3月17日（日））
 町内ごとに清掃を実施し、必要な用具（軍手や土のう袋など）を支給するほか、草刈機・軽トラック等の使用に対し補助金を支給した。

環境美化事業

- ・フードドライブ事業（南公民館や総務広報部会とのタイアップ事業として）
 「食品ロスをなくす」という意識の共有を図ることを目的として、家庭で余っている食品等を提供してもらい、それらを社会福祉協議会等へ寄付した。（6月27日～7月1日）

紫蘭街道事業

- ・今年度も、ボランティアグループや関係町内、さらに武生商工高校の生徒さんと共同で紫蘭街道の草刈り等の整備を行い、環境の美化と南地区のイメージアップ向上を図った。
 （4月・7月・10月の3回）
- ・「紫蘭のあゆみ展」が、5月12日（金）から14日（日）の3日間にわたり、ギャラリー叔羅で開催され、多くの来場者が訪れた。

【年間活動報告】

月 日	事業内容	備 考
4月～2月	部会の開催	7回開催
4/23日（日）	紫蘭街道整備 （除草・看板設置）	参加者 生活環境部員 ボランティアグループ・関係町内 武生商工高校
5/12（金）～14（日）	「紫蘭のあゆみ展」の開催 （ギャラリーしくら）	主催：紫蘭あゆみ展実行委員会 共催：南地区自治振興会
6/27（火）～7/1（土）	フードドライブ事業	武生南公民館
7/16（日）	河川等一斉清掃	全町内
7/30（日）	紫蘭街道整備 （紫蘭刈取り・除草）	参加者 生活環境部員 ボランティアグループ・関係町内
10/8（日）	紫蘭街道整備 （紫蘭刈取り・看板撤収）	参加者 生活環境部員 ボランティアグループ・関係町内
3/17（日）	市民雪解けクリーン作戦	全町内

《安全防災部会》

「安全と安心」で住みやすい地区づくりを目指して以下の事業を実施しました。

安心・安全の街事業

- ・南地区防災避難訓練の実施 一次訓練は各町内で定められた場所で、二次訓練は南小学校体育館が改修工事中であることから武生第二中学校体育館のみで行い、参加者の制限は4年ぶりに行わなかった。
- ・ニコ・サンまつりへの参加 資材の運搬・撤去及び当日の駐車場管理を行った。
- ・防犯カメラの設置 新たに1基設置。令和2年度の8基、令和3年度の12基、令和4年度の1基と併せて設置数は22基となった。
- ・赤道整備費用補助 いわゆる赤道の通行の安全確保のための整備費用の半額を補助（通学路及び生活用道路として利用されているため）1町内129千円交付

防犯灯設置管理事業

- ・防犯灯の整備 町内の希望により9基のLED防犯灯を設置
- ・防犯灯電気料金の補助 「一般防犯灯電気料金補助事業補助金交付要綱」に基づき、各町内の防犯灯の電気料金の1/3または半額を補助 全町内合計712千円交付

雪対策事業

- ・狭隘道路除排雪費用の補助 地区内にある幅員4.5m以下の市道(7,355m)の除排雪に要する費用の補助として475千円を対象路線の延長に応じて該当20町内に交付

防災対策事業

- ・消防機械器具整備補助 各町内自警消防隊の消防機械器具購入・修理に要する費用を補助。1町内44千円交付。[町内負担額の1/2(50,000円を上限とする。)]

【年間活動経過】

月 日	事業内容	参加人数等
6月～2月	防犯灯整備	5町内 9基
6月 3月	防犯灯電気料金の補助	全町内
8月	防犯カメラ設置	1基新たに設置 全22基設置
10月1日	南地区防災避難訓練 武生第二中学校体育館	訓練参加住民 一次:788人 二次:156人
10月14・15日	ニコ・サンまつりへの参加	駐車場管理 物品運搬
1月	消防器具等整備費補助	1町内
2月	赤道整備費用補助	1町内
3月	狭隘道路除排雪費補助	2回除排雪分補助 20町内

《社会福祉部会》

ネットワーク研修事業

ネットワーク会議……南地区支え合い協議会主催事業へ参加協力

交流と訪問事業

園児と高齢者交流会……感染拡大のため中止

高齢者暑中見舞いハガキ……80歳以上の方々へ南小学校の児童にハガキ本文を書いてもらい、部員が宛名を書き投函した。

高齢者訪問事業……80歳以上の方に長寿祝いの記念品を持参し訪問する事業。
敬老の日に向けて実施。980名分用意

在宅介護者交流事業……公民館で偶数月に在宅介護者の交流サロンを開催

(4月22日、6月24日、8月26日、10月28日、令和4年2月24日)

*市の長寿福祉課の職員と地域包括支援センター職員も在席し個別相談も実施

高齢者食事サービス

80歳以上の一人暮らしの方、二人暮らしのご夫婦に部員の手作り弁当を昼食用に用意。
実施するにあたり、部員その他、公民館関係、自治振興会関係職員の協力をいただいた。
各区長・民生委員・福祉推進員・部員の協力を得て皆様に届けた。

12月8日、9日の二日間かけて370食用意する

いきいきサロン支援事業

各町内のいきいきサロン事業に助成金を支払う。1回実施毎に1000円(上限12,000円)
(今年度より実施した町内も増え、開催出来なかった町内は3町内でした)

研修事業

防災の研修会を実施

テーマ「地域における災害への取り組みについて」

講師 県防災士会理事 打谷由起子さん

南地区祭事業

ニコ・サンまつりでの喫茶コーナー担当

コーヒー・紅茶・ジュース・緑茶にお菓子を付ける

○ 年間活動経過 ○

月日	事業活動	人数等	月日	事業活動	人数等
4月～3月	部会11回	300名	10月16日	ニコ・サンまつり喫茶	30名
4月～2月	在宅介護者交流サロン5回	70名	12月9日	食事サービス	370食
9月12日	80歳以上高齢者訪問	980名	3月12日	防災関連講習会	28名

《健康推進部会》

- ・地区住民の健康をアピールする部会として、「歯」・「食」・「運動」・「たばこ」を重点と活動しています。
 - ・令和5年度はコロナウイルス感染が縮小しているので健康推進部の最も大きな行事である健康まつりを開催しました。まだ感染があるために注意をしながらの開催でした、ことしのメインは、骨密度測定でしたが大好評でした。
 - ・11月に開催したみなリンピックは、好天気にはさそわれ、240名が参加し、また、南小学校の4年の児童が考えた、ゲームや軽スポーツの披露があり、大好評でした。
- いろいろな種目に参加者が秋の一日を楽しく遊んでいただきました
- ・ニコサンまつりは、ミニ電車で楽しんでいただくつもりでしたが、雨のために中止といたしました。
- 健康講座は、高齢者の体力測定をおこないました。

《活動経過》

月日	事業内容	備考
令和5年 10月1日	健康まつり	3歳児虫歯のない子表彰式・骨密度測定・身体検査・親子体操 バルーンアート・試食・展示+・タバコ測定・無料喫茶・健康相談
10月15日	ニコサンまつり	雨のためミニ電車は中止になりました。
11月6日	みなリンピック	240名参加（8種目で楽しむ）
令和6年 3月1日	高齢者体力測定 講習会	健康推進部で講習を受講しました。
3月2日	高齢者体力測定	5種目を行いました。

《部会》

月日	事業内容	備考
4月28日	第1回部会	初顔合わせ・自己紹介・部会の三役選出・年間行事
5月26日	第2回部会	健康まつり・みなリンピック、健康づくり推進員について
6月22日	第3回部会	健康まつり 10月1日(日)・みなリンピック 11月6日(日)に決定
7月21日	第4回部会	みなリンピックの会場が武生第二中学校体育館になる。
8月17日	第5回部会	健康まつりについて、まだコロナ感染があるため十分に注意をする。
9月2日	第6回部会	健康まつりの役割を決める。
9月28日	第7回部会	ニコ・サンまつりの役割を決める、安全運転の確認
10月18日	第8回部会	みなリンピックの役割を決める、道具運搬に注意
11月30日	第9回部会	みなリンピック240名参加
2月9日	第10回部会	体力測定講習会3月1日(金) 体力測定3月2日(土)に決定
3月8日	第11回部会	最後の部会 反省会

《実行委員会》

	健康まつり 実行委員会	第1回 8月23日 ・ 第2回 9月14日 ・ 準備 9月30日
	みなリンピック 実行委員会	第1回 9月26日 ・ 第2回 10月18日 ・ 準備 11月5日

《1町内1事業》

通年	1町内1事業	10町内が実施しました。
----	--------	--------------

《地域魅力部会》

「歴史の継承と地場産業の啓発」を目指し、自らが地域の魅力を再発見していくとともに、地域に対する愛情を育む活動を実施した。

歴史散策会事業

妙法寺山・安證寺・白山神社散策

地域伝統研究事業

紫ゆかりの館・紫式部公園・大河ドラマ館

紫式部公園華の会事業

紫式部公園周辺の清掃活動(年2回)

南地区祭事業

ニコ・サンまつりでのゲームコーナー企画・運営

年間活動経過

月日	事業の内容	参加人数
4月28日	第1回部会 ～R6年3月まで、必要に応じて役員会。	21人
5月24日	第2回部会	18人
6月25日	歴史散策会 試し歩き	10人
7月4日	第3回部会	17人
8月22日	第4回部会	13人
9月10日	華の会事業 紫式部公園周辺清掃	17人
9月23日	歴史散策会 妙法寺山・安證寺・白山神社	25人
9月28日	第5回部会	11人
10月8日	華の会事業 紫式部公園周辺清掃	15人
10月14日	ニコ・サンまつりゲームコーナー準備	12人
10月16日	ニコ・サンまつり 二中体育館前でゲームコーナー運営	15人
11月14日	第6回部会	15人
12月19日	第7回部会	13人
1月18日	第8回部会	11人
3月3日	地域伝統研究事業 紫ゆかりの館・紫式部公園・大河ドラマ館	12人
3月19日	第9回部会	13人

《青少年部会》

青少年健全育成事業

二十歳の式典会場にて展示するお祝いパネルを保護者と部員が協力して作成。
公民館では、~~5~~₄年ぶりに従来の「二十歳のつどい」を実施。自治振興会からのお祝いの品を進呈した。

子ども見守り活動事業

子ども見守り活動支援を通して地域の子ども達を地域で育てる環境づくりを推進。
登校時の見守り活動の助成を行った。夏休み中は委員が各町内のパトロールを実施。
形骸化していた「こども見守り 110 番の家」の新規登録募集を行い、看板を新に作成した。

地域子ども運営事業

南チャレンジ教室やかるた教室・プログラミング教室を定期開催し、子どもたちが地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土愛を深める活動を推進した。
また、畑作りを通じて食農や環境問題の大切さを学ぶ活動を推進した。
市の職員を講師に招き防災学習を実施。小学生にも防災意識、地域の繋がりを考えてもらう学習となった。

子育て支援事業

「赤ちゃん抱っこ体験学習」は中学校でインフルエンザが流行したため実施できなかったが、オレンジサポーターズが主体となって定期的に開催するオレンジサロンで、育児相談や読み聞かせの支援活動を推進し、子育てしやすい環境づくりを助成した。

南地区祭事業 ニコ・サンまつりで、ステージ・芸能発表サポート担当

【年間活動経過】

月 日	事業内容	参加人数等
7月23日	青少年健全育成越前市民のつどい	3名
夏休み中	夏休み町内パトロール	22町内
10月14日	ニコ・サンまつり前日 ステージリハーサル対応	9名
10月15日	ニコ・サンまつり当日 ステージ芸能発表サポート	16名
12月19日	「二十歳の式典」お祝いパネル作成	16名
1月7日	「二十歳のつどい」開催	71名
3月6日	小学生対象防災学習	26名
通年	登下校時の子ども見守り活動支援	8町内
通年	放課後子ども教室(チャレンジ教室 隔週土曜、かるた教室 隔週木曜) ジャム作り・プログラミング教室・畑作り・写真 de ハロウィン等)	566名
通年	オレンジサロン(第4木曜)	99名
通年	部会開催 10回	165名

《総務広報部》

広報誌発行事業

南地区広報誌「南の風 ニコ・サン」を、年間 10 回発行しました。(カラー刷り年間5回)
自治振興会・公民館・学校の行事 地域紹介など取り上げた。
参加者の声を、多く取り上げた。

夏祭りアピール事業

越前市サマーフェスティバル ふるさと踊り参加

情報発信・収集事業

みなみ de カフェ(公民館共催)年間 5 回開催
ニコ・サンまつり来場者数アンケート(どちらから来ましたか)
ニコ・サンまつり紫式部キャラクター缶バッジ配布

【年間活動経過】

年 月 日	事業内容	参加人数
	年間 4 回部会 4/26 7/2 9/1 10/4	
	まちづくり学習 (公民館・いっしょの会の会共催) 年間 5 回開催 みなみ de カフェ 4 月 1 日 小さな花見 7 月 1 日 私もできるSDGs 9 月 29 日 お月見会ミニコンサート 10 月 4 日 大虫地区との交流会プチ収穫祭 2 月 11 日 ふるさとへの思い ぜんざい会	35 人 41 人 60 人 34 人
	ふるさと踊り練習日 7/27 8/1 8/9	
8 月 14 日	越前市サマーフェスティバル ふるさと踊り参加	45 人
10 月 14 日	ニコサンまつり 会場装飾	6 人
10 月 15 日	ニコサンまつり 会場装飾撤収作業・受付	5 人
12 月 13・26 日	イルミネーション準備・公民館玄関迎春飾り準備	8 人
	広報誌委員会(年間 10 回編集会議)	

《いっしょの会》

令和5年度 南地区男女共同参画推進委員会 『いっしょの会』 事業経過報告書

総会関係

年月日	曜日	内 容	場 所	備 考
4月25日	火	総会	武生南公民館	
6月30日	金	方言カルタラミネート加工	武生南公民館	ハガキ大 2組完成
7月21日	金	第1回男女共同参画 推進委員会	多目的ホール	
9月29日	金	お月見会	武生南公民館	38名
10月15日	日	ニコサンまつり	武生第二中学校	芋天を売りました。119食
11月16日	木	研修旅行	彦根市・宇治市	紫式部ゆかりの地 20名
12月10日	日	南公民館年末大掃除	武生南公民館	
12月14日	木	第2回男女共同参画 推進委員会	多目的ホール	1名
1月16日	火	新年会	武生南公民館	15名
3月7日	水	第3回男女共同参画 推進委員会	生涯学習センター eホール	1名

例会関係

5月9日	火	第 1回例会	武生南公民館	部会わけ・お月見会	15名
6月6日	火	第 2回例会	武生南公民館	みなみdeカフェ・方言カルタ	11名
7月4日	火	第 3回例会	武生南公民館	研修旅行・ニコサンまつり	12名
8月1日	火	第 4回例会	武生南公民館	研修旅行・お月見会	10名
9月5日	火	第 5回例会	武生南公民館	ニコサンまつりについて	12名
10月3日	火	第 6回例会	武生南公民館	ニコサンまつり芋天	13名
11月7日	木	第 7回例会	武生南公民館	みなみdeカフェ・研修旅行	14名
12月5日	火	第 8回例会	武生南公民館	年末大掃除・新年会	12名
1月19日	火	第 9回例会	武生南公民館	南小入学式について	15名
2月6日	火	第10回例会	武生南公民館	みなみdeカフェ・総会	9名
3月5日	火	第11回例会	武生南公民館	総会日程・役員改選について	9名

みなみdeカフェ関係

7月1日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	フードドライブ
9月29日	金	みなみdeカフェ	武生南公民館	お月見会・月見だんご
11月4日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	歌・芋天作り
2月11日	日	みなみdeカフェ	武生南公民館	紫式部のお話・ぜんざい会

研修旅行関係

11月16日	木	彦根市・宇治市 紫式部ゆかりの地	滋賀県・京都府	
--------	---	---------------------	---------	--

ニコサンまつり関係

10月15日	日	ニコサンまつり	武生第二中学校	芋天販売 119食完売
--------	---	---------	---------	-------------

令和5年度 南地区自治振興会収支決算書

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

収入金額 15,095,597 円
支出金額 13,309,395 円
残 額 1,786,202 円

【収入の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
越 前 市 交 付 金	7,295,000	7,523,000	7,523,000	228,000	
助成金・補助金	150,500	248,000	248,000	97,500	
自治振興会会費	1,728,500	1,728,500	1,728,500	0	@ 500×3,457世帯
南地区地域福祉協力金	1,261,805	1,261,805	1,261,805	0	@ 365×3,457世帯
南地区スポーツ協会協力金	518,550	518,550	518,550	0	@ 150×3,457世帯
地域生活支援推進費	620,000	627,551	627,551	7,551	越前市内示
福祉推進員活動費	171,000	162,000	162,000	△ 9,000	"
ふるさと夏祭り参加費	60,000	70,000	70,000	10,000	"
事業収入	35,000	54,965	54,965	19,965	カンメート手数料等
雑収入	155,000	356,420	356,420	201,420	コピー使用料等
繰越金	2,544,806	2,544,806	2,544,806	0	
合 計	14,540,161	15,095,597	15,095,597	555,436	

【支出の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
事業費					
生活環境改善	1,220,000	1,342,580	1,342,580	122,580	
安全防災対策	2,494,000	1,921,771	1,921,771	△ 572,229	
社会福祉対策	1,340,000	1,429,577	1,429,577	89,577	
健康推進対策	500,000	380,767	380,767	△ 119,233	
地域魅力継承	390,000	154,835	154,835	△ 235,165	
青少年対策	525,000	374,581	374,581	△ 150,419	
総務広報対策	1,400,000	1,194,596	1,194,596	△ 205,404	
ニコ・サンまつり	1,188,000	1,135,337	1,135,337	△ 52,663	
事務局費	3,723,000	3,779,191	3,779,191	56,191	
地域生活支援推進費	620,000	627,551	627,551	7,551	
社会教育講座	210,000	126,059	126,059	△ 83,941	
小 計	13,610,000	12,466,845	12,466,845	△ 1,143,155	
諸支出金					
南地区スポーツ協会協力金	518,550	518,550	518,550	0	
福祉推進員活動費	342,000	324,000	324,000	△ 18,000	
小 計	860,550	842,550	842,550	△ 18,000	
予備費	69,611	0	0	△ 69,611	
合 計	14,540,161	13,309,395	13,309,395	△ 1,230,766	

収入と支出の差額分

¥1,786,202

は次期へ繰り越し

項目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備考
生活環境改善					
ゴミステーション整備事業	410,000	533,200	533,200	123,200	整備補助金
清掃大作戦事業	520,000	590,784	590,784	70,784	河川清掃・雪どけクリーン
環境美化事業	140,000	93,483	93,483	△ 46,517	草刈清掃等
紫蘭街道事業	150,000	125,113	125,113	△ 24,887	紫蘭街道管理
小計	1,220,000	1,342,580	1,342,580	122,580	
安全防災対策					
安全・安心の街事業	875,000	525,811	525,811	△ 349,189	防犯カメラ整備
防犯灯設置管理事業	1,279,000	870,700	870,700	△ 408,300	防犯灯電気料補助
雪対策事業	240,000	481,260	481,260	241,260	狭隘道路除雪補助
防災対策事業	100,000	44,000	44,000	△ 56,000	消防設備補助
小計	2,494,000	1,921,771	1,921,771	△ 572,229	
社会福祉対策					
ネットワーク研修事業	20,000	0	0	△ 20,000	
交流と訪問事業	750,000	796,342	796,342	46,342	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	250,000	256,948	256,948	6,948	食材費
いきいきサロン支援と助成	220,000	274,000	274,000	54,000	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	100,000	102,287	102,287	2,287	研修会費
小計	1,340,000	1,429,577	1,429,577	89,577	
健康推進対策					
健康まつり	290,000	258,624	258,624	△ 31,376	講演会・健康食試食等
みなりんピック	85,000	70,199	70,199	△ 14,801	用具購入等
健康講座	50,000	1,944	1,944	△ 48,056	講座参加賞等
健康推進1町内1事業	75,000	50,000	50,000	△ 25,000	各町内への助成
小計	500,000	380,767	380,767	△ 119,233	
地域魅力継承					
歴史散策事業	270,000	99,242	99,242	△ 170,758	歴史案内看板補修等
地域伝統研究事業	100,000	40,235	40,235	△ 59,765	伝統産業研修
華の会事業	20,000	15,358	15,358	△ 4,642	紫式部公園清掃
小計	390,000	154,835	154,835	△ 235,165	
青少年対策					
青少年健全育成事業	255,000	165,044	165,044	△ 89,956	二十歳のつどい等
子ども見守り活動事業	110,000	67,744	67,744	△ 42,256	登校時見守り活動支援等
地域子ども支援事業	50,000	38,280	38,280	△ 11,720	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	110,000	103,513	103,513	△ 6,487	講演会・研修会
小計	525,000	374,581	374,581	△ 150,419	
総務広報対策					
広報誌発行事業	840,000	715,000	715,000	△ 125,000	南の風ニコ・サン発行
情報発信・収集事業	160,000	104,340	104,340	△ 55,660	みなみdeカフェ
夏祭りアピール事業	250,000	284,716	284,716	34,716	ふるさと踊り参加
男女共同参画推進事業	150,000	90,540	90,540	△ 59,460	研修会等
小計	1,400,000	1,194,596	1,194,596	△ 205,404	
ニコ・サンまつり					
文化祭(ステージ・展示)	338,000	98,000	98,000	△ 240,000	音響・設備費等
喫茶コーナー・ミニ電車	150,000	273,836	273,836	123,836	飲料・テーブル等
広報・諸経費	700,000	763,501	763,501	63,501	プログラム・弁当等
小計	1,188,000	1,135,337	1,135,337	△ 52,663	
事務局費					
複写機リース	452,000	498,633	498,633	46,633	リース・カウント代
諸支出金	865,000	854,270	854,270	△ 10,730	自治活動保険他
事務用品・通信費	1,726,000	1,581,438	1,581,438	△ 144,562	事務費・報酬等
その他支出	680,000	844,850	844,850	164,850	会議費等
小計	3,723,000	3,779,191	3,779,191	56,191	
地域生活支援推進費	620,000	627,551	627,551	7,551	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	210,000	126,059	126,059	△ 83,941	講座・講演会等
合計	13,610,000	12,466,845	12,466,845	△ 1,143,155	

財 産 目 録

＜備品＞

（令和6. 3. 31）

品 目	価 格	購入年月日	備 考
ワイヤレスマイクセット	190, 000 円	H18. 03. 22	アンプ・マイク1本 .ワイヤレスマイク2本
災害用特大鍋	190, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
災害用大鍋	180, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
物 置	410, 000 円	H19. 03. 22	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 238cm
野外ステージ幕用鉄製骨組	280, 000 円	H20. 10. 14	支柱 角パイプ7本 横材 角パイプ30本
野外ステージ床一式	110, 000 円	H21. 10. 24	木製組立式
物 置	409, 000 円	H22. 03. 11	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 237.5cm
ノーパンク折りたたみリヤカー	118, 000 円	H24. 02. 10	型式 NS8-A4
折りたたみスチールパイプ椅子	321, 360 円	H26. 08. 06	型式 IB-09N-BR 茶 塗装仕上げウレタン張 120脚
折りたたみ椅子 専用台車	164, 160 円	H26. 08. 06	型式 CW-31T 2台
サイドスタッキングテーブル	583, 200 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台
サイドスタッキングテーブル 幕板共	675, 540 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台 幕板 KSM-1 8NW 30枚

TOA製 野外用移動式 PAアンプ	294, 840 円	H26. 08. 06	形式 KZ-65A 1対 2台 出力容量 65Wx2
TOA製 移動式 スピーカーシステム	204, 120 円	H26. 08. 06	形式 KZ-65 1対 2
災害時の表示用スタンド (交通標識として使用可)	119, 685 円	H27. 05. 14	A型スタンド 黒板 キューブウエイト
ノートパソコン	156, 600 円	H30. 03. 02	FMV A577RX 15ｲﾝﾁ
プロジェクター (日立 CPBW302)	165, 000 円	H30. 03. 07	日立 CP-BW302WNJ
ポータブルワイヤレス (WA2700)	226, 800 円	H31. 01. 08	アンプ マイク チューナーユニット (音響一式)
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160, 000 円	R2. 03. 18	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾀﾝﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
顔認証非接触式検知器 (アルコール消毒液自動噴霧器付)	333, 000 円	R3. 02. 17	XTHERMO 商品番号 xthermo-tk18-plus ¥111,000×3台
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160, 000 円	R3. 02. 26	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾀﾝﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
防犯カメラ一式 (8基設置)	1, 267, 200 円	R3. 03. 12	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥158,400×8基
ノートパソコン	166, 800 円	R3. 03. 22	ノートパソコン LIFEBOOK A5510/EX メモリ MV-D4N2666-S8GB
紫蘭街道整備用備品管理倉庫	187, 000 円	R3. 03. 17	ヨド物置 エルモ (LMDS-2218DW) 組立設置(10cmブロック並)12ヶ
防犯カメラ一式 (11基設置)	1, 617, 000 円	R3. 10. 20	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥147,000×11基

防犯カメラ式（1基設置）	139,000円	R3.10.20	防犯カメラ式（工事含） マスプロ ASM03FHD他 ¥139,000×1基
エクササイズマット	276,000円	R3.10.26	トーエイ H-7442B フル 幅90cm×長さ180cm×厚さ2cm ¥13,800×20枚
小型冷蔵庫	103,000円	R4.3.22	シャープ SJ-PD28H 内容積 280ℓ 幅 56cm
除雪機格納倉庫	473,440円	R4.11.21	イナバ物置ドマル床付タイプ 本体（多雪地型）FF-2626HY 段差スロープ込み
除雪機	1,150,000円	R4.11.30	ホンダ除雪機 ハイブリッド HSS1170i 除雪幅71cm ¥575,000×2台
展示用有孔ボードパネル	133,800円	R5.3.16	金具・スライド脚セット 幅90cm×高さ180cm×厚さ3.5cm ¥22,300×6枚
防犯カメラ式（1基設置）	189,200円	R5.3.16	防犯カメラ式（工事含） マスプロ ASM03FHD他 ¥189,200×1基
防犯カメラ式（1基設置）	189,200円	R5.8.22	防犯カメラ式（工事含） マスプロ ASM03FHD他 ¥189,200×1基

(令和6年. 3. 31現在)

名 称	金 額	備 考
財政調整積立金	1,506,230円	自主財源積立金

⇒ 網掛けしてある部分は、令和5年度購入分

第2号議案 令和6年度南地区自治振興会事業計画および事業予算案について

令和6年度南地区自治振興会事業計画

新型コロナウイルスの感染症の5類感染症移行がなされ、生活が平常に戻りつつある状況の下、本会の令和6年度の事業も令和5年度に引き続き、コロナ禍前の活気を取り戻す内容になるよう実施していきたいと考えます。

ただ、令和6年度は、振興会活動の本拠地である武生南公民館が耐震化等の改修工事に入り、相当期間使用不可能となるため、代替会場の確保が必要となるなど、事業実施に通常年とは異なった工夫が必要であり、また、最近の物価上昇に対応した事業展開も考えていかなければなりません。

ニコサンまつりは南公民館改修の影響でメイン会場を令和5年度同様、第二中学校体育館でと考えております。一方、防災避難訓練は第二次訓練会場を久方ぶりに南小学校体育館と第二中学校体育館の2会場とし、本来の形に戻したいと計画しております。

「南の風ニコサン」の発行、紫蘭街道整備、河川一斉清掃、ふるさと踊りへの参加、みなりんピック、二十歳のつどい、高齢者への食事サービス、雪どけクリーン作戦など本会が従来から実施してきた事業については、予算の効率的な執行等により、さらに充実を図っていきたいと考えています。

また、ゴミステーションや防犯灯の整備は、安全で住みよい地域づくりに欠かせないものとして、各町内の要望に引き続き可能な限り応えてまいります。

令和6年はNHK大河ドラマ「光る君へ」の放送、令和7年春には畷町に在来線の新駅の設置、武生商工高校のキャンパスの統合等、南地区に関わる情勢の変化を踏まえて時宜に叶った事業の執行を目指します。

令和6年度 南地区自治振興会事業予算（案）

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

【収入の部】

[単位：円]

項 目	R6予算金額	R5予算金額	増 減	備 考
越 前 市 交 付 金	7,320,000	7,295,000	25,000	
助 成 金・補 助 金	180,000	150,500	29,500	
南地区自治振興会会費	1,753,000	1,728,500	24,500	@ 500×3,506世帯
南地区地域福祉協力金	1,279,690	1,261,805	17,885	@ 365×3,506世帯
南地区スポーツ協会協力金	525,900	518,550	7,350	@ 150×3,506世帯
地域生活支援推進費	620,000	620,000	0	越前市内示
福祉推進員活動費	171,000	171,000	0	〃
ふるさと夏祭り参加費	60,000	60,000	0	〃
事 業 収 入	35,000	35,000	0	カンメート手数料等
雑 収 入	250,000	155,000	95,000	コピー使用料等
繰 越 金	1,786,202	2,544,806	△ 758,604	
合 計	13,980,792	14,540,161	△ 559,369	

【支出の部】

[単位：円]

項 目	R6予算金額	R5予算金額	増 減	備 考
事業費				
生活環境改善	1,330,000	1,220,000	110,000	
安全防災対策	1,960,000	2,494,000	△ 534,000	
社会福祉対策	1,390,000	1,340,000	50,000	
健康推進対策	450,000	500,000	△ 50,000	
地域魅力継承	300,000	390,000	△ 90,000	
青少年対策	450,000	525,000	△ 75,000	
総務広報対策	1,212,000	1,400,000	△ 188,000	
ニコ・サンまつり	1,247,000	1,188,000	59,000	
事務局費	3,899,000	3,723,000	176,000	
地域生活支援推進費	620,000	620,000	0	
社会教育講座	195,000	210,000	△ 15,000	
小 計	13,053,000	13,610,000	△ 557,000	
諸支出金				
南地区スポーツ協会協力金	525,900	518,550	7,350	
福祉推進員活動費	342,000	342,000	0	
小 計	867,900	860,550	7,350	
予備費	59,892	69,611	△ 9,719	
合 計	13,980,792	14,540,161	△ 559,369	

【支出の部・事業費内訳】

[単位：円]

項 目	R6予算金額	R5予算金額	増 減	備 考
生活環境改善				
ゴミステーション整備事業	550,000	410,000	140,000	整備補助金
清掃大作戦事業	605,000	520,000	85,000	河川清掃・雪どけクリーン
環境美化事業	75,000	140,000	△ 65,000	草刈清掃等
紫蘭街道事業	100,000	150,000	△ 50,000	紫蘭街道管理
小 計	1,330,000	1,220,000	110,000	
安全防災対策				
安全・安心の街事業	640,000	875,000	△ 235,000	防犯カメラ整備
防犯灯設置管理事業	980,000	1,279,000	△ 299,000	防犯灯電気料補助
雪対策事業	240,000	240,000	0	狭隘道路除雪補助
防災対策事業	100,000	100,000	0	消防設備補助
小 計	1,960,000	2,494,000	△ 534,000	
社会福祉対策				
ネットワーク研修事業	0	20,000	△ 20,000	
交流と訪問事業	810,000	750,000	60,000	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	260,000	250,000	10,000	食材費
いきいきサロン支援と助成	220,000	220,000	0	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	100,000	100,000	0	研修会費
小 計	1,390,000	1,340,000	50,000	
健康推進対策				
健康まつり	280,000	290,000	△ 10,000	講演会・健康食試食等
みなリンピック	80,000	85,000	△ 5,000	用具購入等
健康講座	30,000	50,000	△ 20,000	講座参加賞等
健康推進1町内1事業	60,000	75,000	△ 15,000	各町内への助成
小 計	450,000	500,000	△ 50,000	
地域魅力継承				
歴史散策事業	200,000	270,000	△ 70,000	歴史案内看板補修等
地域伝統研究事業	80,000	100,000	△ 20,000	伝統産業研修
華の会事業	20,000	20,000	0	紫式部公園清掃
小 計	300,000	390,000	△ 90,000	
青少年対策				
青少年健全育成事業	190,000	255,000	△ 65,000	二十歳のつどい等
子ども見守り活動事業	110,000	110,000	0	登校時見守り活動支援等
地域子ども支援事業	50,000	50,000	0	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	100,000	110,000	△ 10,000	オレンジサロン
小 計	450,000	525,000	△ 75,000	
総務広報対策				
広報誌発行事業	806,000	840,000	△ 34,000	南の風ニコ・サン発行
情報発信・収集事業	150,000	160,000	△ 10,000	みなみdeカフェ
夏祭りアピール事業	156,000	250,000	△ 94,000	ふるさと踊り参加
男女共同参画推進事業	100,000	150,000	△ 50,000	研修会等
小 計	1,212,000	1,400,000	△ 188,000	
ニコ・サンまつり				
文化祭(ステージ・展示)	162,000	338,000	△ 176,000	音響・設備費等
喫茶コーナー・ミニ電車	305,000	150,000	155,000	飲料・テーブル等
広報・諸経費	780,000	700,000	80,000	プログラム・弁当等
小 計	1,247,000	1,188,000	59,000	
事務局費				
複写機リース	512,000	452,000	60,000	リース・カウント代
諸支出金	857,000	865,000	△ 8,000	自治活動保険他
事務用品・通信費	1,660,000	1,726,000	△ 66,000	事務費・報酬等
その他支出	870,000	680,000	190,000	会議費等
小 計	3,899,000	3,723,000	176,000	
地域生活支援推進費	620,000	620,000	0	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	195,000	210,000	△ 15,000	講座・講演会等
合 計	13,053,000	13,610,000	△ 557,000	

令和6年度 南地区自治振興会 年間予定表 (案)

役員会			理事会	
回数	月日	時間	月日	時間
第1回	5月11日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	5月18日(土)	午後6時～
第2回	7月6日(土)	午後7時～	7月13日(土)	午後7時～
第3回	9月7日(土)	〃	9月14日(土)	〃
第4回	11月2日(土)	〃	11月9日(土)	〃
第5回	令和7年 2月1日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	令和7年 2月8日(土)	〃
第6回	3月1日(土)	午後7時～	3月8日(土)	〃
第7回	4月5日(土)	〃	4月12日(土)	〃
監査	4月3日(木)	午後3時～	主要行事	
総会	4月26日(土)	午後7時～		
区長会議			自治連合会総会	5月18日(土)
第1回	5月18日(土)	(理事会終了後)	南地区体育祭	6月2日(日)
第2回	8月17日(土)	午後7時～	河川一斉清掃	7月21日(日)
第3回	令和7年 1月11日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	ふるさと踊り	8月14日(水)
総合委員会			南地区防災避難訓練	9月29日(日)
	5月25日(土)	午後7時～	歴史散策会	
第一回 専門部会	4月30日(火)	青少年部	ニコ・サンまつり	10月19日(土)
		社会福祉部		20日(日)
	5月1日(水)	生活環境部	みなりんピック	
		地域魅力部	健康まつり	
	5月2日(木)	総務広報部	食事サービス	
		健康推進部	二十歳のつどい	令和7年 1月12日(日)
	5月7日(火)	安全防災部	ふるさとの日	
		安全防災部	雪どけクリーン作戦	3月16日(日)

南地区自治振興会規約

令和6年度

南地区自治振興会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、南地区住民が行政と協働し、自主的に行動することにより健康で文化的な地域環境の向上を図り、住みよいまちづくりの推進と住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、南地区自治振興会(以下「自治振興会」という。)と称する。

(区域)

第3条 自治振興会の区域は、越前市立武生南小学校区内とする。

(事務所の所在地)

第4条 自治振興会の事務所は、越前市武生南公民館内に置く。

(会員)

第5条 自治振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有する全ての個人とする。

2 第3条に規定する区域に住所を有し、自治振興会の活動に賛同する法人及び団体は、「特別会員」となることができる。

(会費)

第6条 自治振興会の会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年度5月31日までに町内ごとに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

4 前条第2項に規定する特別会員は、必要に応じ負担金を納入するものとする。

第2章 事業

(事業)

第7条 自治振興会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興計画の策定及び改定に関する事業
- (2) 地区内生活環境の維持向上に関する事業
- (3) 地区内の防災・防犯・交通事故防止対策に関する事業
- (4) 地区内住民福祉の向上に関する事業
- (5) 地区内住民の体力の向上及び健康増進に関する事業
- (6) 地区内の伝統・歴史の顕彰、史跡の保存及び文化の伝承に関する事業
- (7) 伝統を継承した地域おこし的手段としての特産品の開発に関する事業
- (8) 地区内外の各種団体との交流、連携に関する事業
- (9) 地区内の青少年活動の支援・育成・子育て支援等に関する事業
- (10) 地区内の広報活動に関する事業
- (11) 行政に対する要望政策提言に関する事業
- (12) 地区の将来計画策定に関する事業
- (13) 社会教育講座に関する事業
- (14) その他自治振興会の目的達成に必要な事業

第3章 町内会及び区長

(町内会)

第8条 町内会は、町内住民による相互扶助の町内自治を推進しなければならない。

2 町内会は、本会と連携して住みよい町づくりを推進しなければならない。

(区長)

第9条 町内を代表する者（以下「区長」という。）は、本会の運営に意見を述べるとともに、本会の決定事項等を町内住民に対し周知徹底しなければならない。

2 区長は、本会会長が越前市長と協定する行政協力事務を誠実に遂行しなければならない。

3 区長は、越前市長との行政協力事務に関する協定の締結を本会会長に委任するものとする。

第4章 役員

(役員)

第10条 自治振興会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以内 |
| (3) 監事 | 3名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 財政局長 | 1名 |
| (6) 理事 | 35名以内 |

2 会長が必要であると認めたとき、理事会に諮り顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 前条第1項第1号から第5号までの役員は、地区内の各分野から選考して理事会が推薦し、総会で選出する。

2 理事は、区長（監事に就任するものを除く。）及び専門部会の部長とする。

3 武生南公民館館長を、理事に委嘱する。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次の通りとする。

(1) 会長は自治振興会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長が指定する順序に従って、その職務を代行する。

(3) 監事は、自治振興会の会計、資産の状況及び役員業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

会計、資産の状況及び役員業務執行の状況を報告するため必要があると認めたときは、総会の招集を請求することができる。

(4) 事務局長は、自治振興会の事務局事務を掌理し、第16条に定める会議の会務を運営する。

(5) 財政局長は、自治振興会の会計・資産の管理・出納にかかる一切の事務を掌理する。

(6) 理事は、自治振興会事業の企画・運営と各町内及び各種団体との連絡調整等を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、選任された年度の定時総会から翌々年度の定時総会までの2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補任された場合は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員のうち、会長・副会長・事務局長・財政局長及び専門部会部長に対し、報酬を支払うものとする。

2 報酬の額は、理事会の承認を経て定める。

(推進委員)

第15条 自治振興会の事業を円滑に推進するため、推進委員を置く。推進委員は、理事会が各町内及び一般公募等により選出し、第27条第4項に定めるいずれかの専門部会に属し、部会の運営に携わる。

2 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補任の場合は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、四役会議、専門部会、区長会議、企画会議及び総合委員会とする。

(総会)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、代議員及び役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告に関する事
- (2) 会計報告に関する事
- (3) 資産管理に関する事
- (4) 事業計画に関する事
- (5) 予算に関する事
- (6) 会費、負担金、資産の取得・処分に関する事
- (7) 役員を選出に関する事
- (8) その他自治振興会の重要事項に関する事

3 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号に該当する場合開催する。

- (1) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (2) 理事会において総会開催の議決があったとき
- (3) 監事から第12条第3号の規定により開催の請求があったとき

5 前項による請求又は議決があったときは、その請求又は議決があったときから30日以内に、臨時総会を開催しなければならない。

6 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書により通知しなければならない。

7 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により定時総会又は、臨時総会を開催することができないと認めるときは書面による議決を行うことができる。

8 会長は、前項の規定による書面議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法等について、第22条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

(総会の代議員及び定足数)

第18条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

- 2 代議員は各町内から選出する。代議員の総数は100名とし、町内別の定数は別表のとおりとする。

(総会の議長及び議決)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

- 2 総会の議案は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での会員の表決権)

第20条 会員は、代議員を通し総会において表決権を行使する。

(総会の議事録)

第21条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 監事は、理事会に出席するものとする。
- 3 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

(理事会の権限)

第23条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 軽微な予算の補正及び予算の流用
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 自治振興会の重要事項に関するもので迅速に処理しなければならないものは、理事会で議決して執行することができる。この場合、次の総会において承認を受けなければならない。

(役員会の招集及び権限)

第24条 役員会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び第27条に定める専門部会部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

- 2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。
 - (1) 理事会に付議する事項
 - (2) 総会及び理事会において議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会等の定足数、議決)

第25条 第18条及び第19条第2項の規定は、理事会及び役員会にもこれを準用する。この場合において、これらの規程中「総会」とあるのは、「理事会」及び「役員会」に読み替えるものとする。

(四役会議の招集、権限)

第26条 四役会議は、会長、副会長、事務局長、財政局長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 四役会議は、次の事項を協議決定する。

- (1) 理事会、役員会、区長会議、企画会議及び総合委員会に付議する事項
 - (2) 迅速に処理を要する事項
 - (3) その他理事会及び役員会の議決を要しない軽微な会務の執行に関する事項
- 3 前項第2号については、事後理事会及び役員会の承認を得るものとする。

(専門部会)

第27条 専門部会は、推進委員で構成し、それぞれの部長が招集する。

2 専門部会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事業を行う。

- (1) 所掌する事業の企画立案及び実施に関すること
- (2) 所掌する事業の企画立案及び実施について関係各種団体との調整に関すること
- (3) 役員会に、所掌する事業の企画立案及び実施を報告すること

3 専門部会の部長及び副部長は、当該部会の推進委員の互選により選出する。副部長の配置数は、当該部会で決定する。

4 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境部会
- (2) 安全防災部会
- (3) 社会福祉部会
- (4) 健康推進部会
- (5) 地域魅力部会
- (6) 青少年部会
- (7) 総務広報部会

(専門部会の担当業務)

第28条 専門部会の担当業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境部会
環境美化、ゴミ対策、資源のリサイクル対策、緑化推進等、生活環境に関する事業
- (2) 安全防災部会
防災・防火対策、防犯対策、交通事故防止対策等、生活安全に関する事業
- (3) 社会福祉部会
高齢者福祉対策、障害者対策等、福祉活動に関する事業
- (4) 健康推進部会
住民の体力の向上、健康増進に関する事業
- (5) 地域魅力部会
地域の歴史・文化遺産、伝統産業等、様々な魅力を地区民の財産として発掘・継承・共有・

活用するための事業

(6) 青少年部会

子育て支援、児童の健全育成、青年活動の支援、世代間交流など、青少年及び年少者の育成指導に関する事業

(7) 総務広報部会

事業の啓発、広報に関する事業及び情報収集・発信に関する事業並びに他の部会に属さない事業

(区長会議)

第29条 本会事業及び行政協力事務を円滑に推進するため、本会に区長会議を設置する。

2 区長会議は、地区内全区長及び四役で構成し、必要に応じ会長が招集する

(企画会議)

第30条 第1条の目的を達成するため、自治振興会の事業を検証し、会員の意向や地域に根差した事業・方法・内容を企画するため、企画会議を設置する。

2 企画会議は、本会役員会構成者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じて会長が招集する

(総合委員会)

第31条 本会の事業を円滑に推進するため、総合委員会を設置する。

2 総合委員会は、本会役員会構成者、各種団体の代表者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じ会長が招集する

(理事会等の議長)

第32条 理事会、役員会、四役会議、区長会議、企画会議及び総合委員会の議長は会長とする。

専門部会の議長は部長とする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 自治振興会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録の資産
- (2)会費、負担金、交付金、寄付金等
- (3)事業収入
- (4)資産から生ずる法定果実
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第34条 自治振興会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第35条 自治振興会の資産のうち、第33条第1号に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計)

第36条 自治振興会の経費は、会費、交付金、負担金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第37条 自治振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 自治振興会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を経なければならない。

これを変更するときも同様とする。

- 2 新しい会計年度が始まって新年度事業計画及び予算が成立していないとき、必要な場合は前年度の執行予算の範囲内を限度に、事業及び予算を執行することができるものとする。

(事業報告書及び決算書)

第39条 自治振興会の財産目録、事業報告書及び決算書は、会長が作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後3か月以内に総会の承認を経なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 この規約の変更は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第41条 自治振興会の解散は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 雑則

(備付帳簿及び公開)

第42条 自治振興会に、次の書類を整備保管しなければならない。

- (1) 沿革簿
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 総会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録及び資産状況を示す書類
- (7) その他必要な書類

- 2 会員から前項の帳簿類の閲覧請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

- 3 自治振興会は、前項の規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されないことのないよう個人情報の保護に必要な措置を構ずるものとする。

(弔慰金)

第43条 本会の弔慰については、越前市自治連合会弔慰規定を準用する。

(その他委任)

第44条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則 この規約は平成16年4月1日から施行する。

平成17年4月28日一部改正施行

第3条及び第4条の地名、施設名称は、平成17年10月1日以降新市が定める呼称による。

平成 19 年 4 月 15 日一部改正施行
平成 21 年 4 月 18 日一部改正施行
平成 22 年 4 月 24 日一部改正施行
平成 23 年 4 月 16 日一部改正施行
平成 24 年 4 月 21 日一部改正施行
平成 27 年 4 月 1 日一部改正施行
平成 28 年 4 月 23 日一部改正施行
令和 2 年 5 月 1 日一部改正施行
令和 3 年 4 月 24 日一部改正施行

《別表》

自治会	代議員数	自治会	代議員数
南一丁目	4	東千福町	6
南二・三丁目	6	行松町	5
武生柳町	4	妙法寺町	4
若竹町	4	松森町	4
あおぼ町	3	月見町	5
神明町	3	礮町	3
豊町	3	常久町	4
姫川一丁目	3	常久団地	2
姫川二丁目	5	学園団地	6
文京一丁目	4	三ツ口町	4
文京二丁目	5	千福町	8
御幸町	5	計	100

(世帯数で按分)

ホッととして、グッとくるまちみなみ地区

